

## 中心市街地活性化に伴う準工業地域の大規模集客施設の制限

中心市街地の活性化に関する法律に基づく、中心市街地活性化基本計画の認定には、「準工業地域の大規模集客施設の立地制限」が条件となっています。

(床面積の合計が 10000m<sup>2</sup> を超える集客施設の立地制限)

### 中心市街地の活性化に関する法律

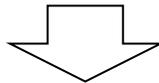
中心市街地の活性化に関し、政府による基本方針の策定、市町村による基本計画を作成し、内閣総理大臣が認定する。(法第1条)

基本計画の認定は、政府による基本方針に適合していることが必要。(法第9条7)

### 政府による基本方針(閣議決定)

【抜粋】準工業地域は多様な用途を許容する地域であるが、地方都市において、準工業地域に大規模集客施設(\*1)が考えられることから、三大都市圏及び政令指定都市以外の地方都市においては、特別用途地区等の活用により準工業地域における大規模集客施設の立地の制限が行われる場合について、基本計画の認定を行うものとする。(第10章2 都市計画法の活用)

\*1 大規模集客施設とは、建築基準法 別表第二(わ)項に掲げる建築物をいう。



※改定都市計画法(まちづくり3法)

延べ床面積 10000m<sup>2</sup> 超える大規模集客施設に関して、  
商業地域、近隣商業地域、準工業地域のみ出店を許可している。

↳ 規制をかける。